

## 保険医療機関の指定の取消相当について

令和 6 年 9 月 1 8 日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、これを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、令和 6 年 9 月 3 0 日付（令和 7 年 4 月 1 日施行）で保険医療機関の指定の取消として当該保険医療機関等へ通知しましたが、令和 7 年 1 月 3 1 日付で当該保険医療機関から「保険医療機関の廃止届」が提出されました。

このことから、当該指定の取消処分については、平成 2 1 年 4 月 1 3 日付保医発第 0413001 号厚生労働省保険局医療課長通知の「元保険医療機関等及び元保険医等の取消相当の取扱いについて」に基づき、下記のとおり、指定の取消相当の取扱いと改めましたのでお知らせします。

### 【取消相当の内容】

保険医療機関の指定の取消相当

- |       |   |                          |
|-------|---|--------------------------|
| (1) 名 | 称 | 医療法人社団 圭春会 小張総合病院        |
| (2) 所 | 在 | 地 千葉県野田市横内 2 9 - 1       |
| (3) 開 | 設 | 者 医療法人社団圭春会 理事長 山下 加美    |
| (4) 取 | 消 | 相 当 年 月 日 令和 7 年 2 月 8 日 |

### 【監査を行うに至った経緯】

当該保険医療機関が行った一般病棟入院基本料 7 対 1 の施設基準の届出について、病棟に勤務していない看護職員が病棟に勤務しているとの情報提供があった。

当該保険医療機関に対して、当該届出の施設基準の適合状況について、事実確認を行ったうえで報告するよう指示し、実際の看護職員の勤務実績がわかる資料の提出があった。

提出された資料について、個別指導及び適時調査を実施して確認したところ、当該届出に添付されている看護職員の勤務実績に、病棟に勤務していない看護職員が病棟に勤務したとして記載されていることが確認された。

以上のことから、一般病棟入院基本料 7 対 1 の施設基準の届出について、事実と異なる届出を行って不正に診療報酬を請求していた疑義が濃厚となったことから個別指導を中止し、監査要綱の第 3 の 2 に該当するものとして令和元年 6 月 1 2 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで計 2 1 日間の監査を実施した。

### 【取消相当に至った主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

請求できない一般病棟入院基本料 7 対 1 の診療報酬を不正に請求していた。

### 【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 27,046件

不正請求額 570,099,450円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。